

地域での生活の継続へ

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などを踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、新しいサービスの創設や地域における総合的・包括的なマネジメント体制の整備を行います。

地域密着型サービスの創設

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を送ることができるよう、「地域密着型サービス」が創設されました。このサービスは原則、市民だけが利用できるサービスで、事業者の指定や指導も市が行います。

市では、介護保険事業計画に基づき、当面、「小規模多機能型居宅介護」と「認知症対応型共同生活介護」の整備を図っていきます。

※ 主な地域密着型サービスの種類

- ① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ② 認知症対応型通所介護(デイサービス)
- ③ 小規模多機能型居宅介護(「通い」を中心に訪問介護や宿泊サービスなどを組み合わせて提供)
- ④ 夜間対応型訪問介護
- ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設(29人以下の特別養護老人ホーム)

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下の有料老人ホームなど)

地域包括支援センターの創設

地域における介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談窓口と権利擁護事業(高齢者虐待防止など)を担う中核機関として創設され、市では、向日市社会福祉協議会に委託し、福祉会館2階に「向日市地域包括支援センター」を設置しました。

高齢者が生き生きと安心して暮らし続けられるまちへ 第3期介護保険事業計画を策定

介護保険事業計画は、制度の円滑な運営やサービスの確保を図ることを目的に策定するもので、3年ごとに見直しを行うことになっています。

今回、平成18年度から20年度までの3年間の計画を「第4次高齢者保健福祉計画」と一体的に策定しました。

ここでは、介護保険料算定の基礎となる事業費の見込みと、改定された保険料についてお知らせします。

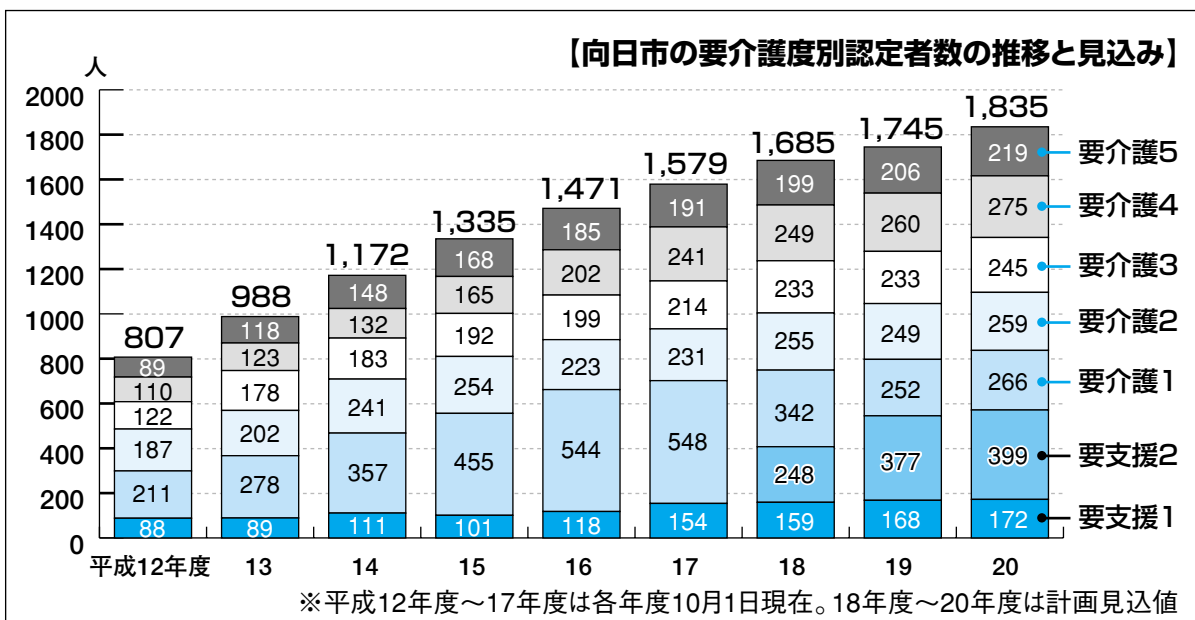
事業費の実績と見込み

介護サービス給付にかかる費用の実績(平成17年度は見込み)と第3期介護保険事業計画の計画期間である平成18年度～平成20年度までの給付費の見込みは、次のとおりです。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス給付費	890,233	1,041,942	1,019,688	1,182,773	1,313,531	1,426,916
施設サービス給付費	922,565	944,249	991,723	1,023,791	1,028,832	1,033,646
高額介護サービス費など	15,058	17,087	29,689	39,610	42,200	44,790
特定入所者介護サービス費など			36,874	96,000	99,600	103,200
地域支援事業費				40,956	56,000	77,000
合計	1,827,856	2,003,278	2,077,974	2,383,129	2,540,163	2,685,551

単位:千円

※千円未満については、四捨五入しており、内訳と合計が合わない場合があります。



65歳以上の方の介護保険料が変わりました

65歳以上の方の第3期保険料基準月額を、平成18年度から4,418円に改定しました(前期保険料基準月額3,461円)。

この保険料額は、平成18年度から平成20年度ま

での3年間の介護サービス給付費などを基に算出したものです。保険料が前期に比べて上昇した主な理由は、要介護認定者の増加やサービス利用者の増加が見込まれるためです。

一人ひとりの保険料は、この基準月額を基に所得段階に応じた割合を掛けて計算されます。

向日市では、保険料の上昇を緩和するため、負担能力に応じたよりきめ細かな所得段階区分を採用し、低所得者の負担軽減が図られるよう所得段階を6段階から8段階に改定しました。

【平成18年度から平成20年度までの所得段階別介護保険料(年額)】

所得段階	年間保険料	計算方法	対象者
第1段階	23,860円	基準額×0.45	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全体が市民税非課税の方
第2段階	29,160円	基準額×0.55	世帯全体が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方
第3段階	37,120円	基準額×0.7	世帯全体が市民税非課税で第2段階以外の方
第4段階	53,020円	基準額	世帯員が課税で、本人が市民税非課税の方
第5段階	66,270円	基準額×1.25	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	79,530円	基準額×1.5	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方
第7段階	92,780円	基準額×1.75	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方
第8段階	106,040円	基準額×2	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方

※税制改正により、保険料段階が上がる方は、平成18年度および19年度で保険料の激変緩和措置が実施されます。

40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者の介護分年間保険料の最高限度額が変わりました

平成18年度から介護分年間保険料の最高限度額が8万円から9万円に変わりました。なお、医療分の最高限度額53万円は変わりません。

国民健康保険料	医療分	介護分
最高限度額	53万円	9万円

●お問い合わせ
保険年金課係
介護保険担当(内線257)